

# 「歩いて楽しいまちなか戦略」

## 第4回協議会

～「歩いて楽しいまちなか」社会実験実施計画案について～



平成19年9月4日

歩いて楽しいまちなか戦略推進協議会

---

## 目 次

---

|     |                  |    |
|-----|------------------|----|
| 1   | 社会実験のテーマと全体構成    | 1  |
| 2   | 社会実験スケジュール(案)    | 2  |
| 3   | 社会実験メニューの実施計画(案) | 4  |
| 3.1 | 通過交通の抑制          | 4  |
| 3.2 | ゆとりのある歩道の実現      | 6  |
| 3.3 | 歩行者と自転車の共存       | 9  |
| 3.4 | より便利なバスサービスの実現   | 13 |
| 3.5 | 共同荷さばき場の設置       | 16 |
| 3.6 | 快適に来訪できる方策の実現    | 18 |
| 3.7 | 広報・周知            | 19 |
| 4   | 社会実験時の安全対策計画について | 29 |
| 5   | 社会実験の評価方法について    | 31 |
| 5.1 | 交通実態調査           | 32 |
| 5.2 | アンケート・ヒアリング調査    | 34 |

---

## 1 社会実験のテーマと全体構成

### 社会実験のテーマ

#### < 目的 >

- 社会実験により、「歩いて楽しいまちなか」の素晴らしさをイメージ・体感していただくことで、効果と課題を検証し、将来のまちづくりに向けた具体的な議論を深め、素晴らしいと実感できる空間を早期に実現すること

#### < 確認したい事項 >

**安心安全**：歩行者が主役となった安心安全な歴史的細街路を見た住民の印象はどう変わる？

**賑わい**：ゆったりとした四条通を歩く人の表情はどう変わる？

**快適**：あることが当たり前の違法駐輪がなくなることで、まちの見え方はどう変わる？

#### < 実験メニュー立案の考え方 >

- 社会実験として行う施策が、**地区が抱える問題を解決できる内容**で、かつ**将来的な施策として導入することを前提**として実施。ただし、周辺への影響・負担を可能な限り軽減するために、**手法・日時・場所を限定して試行**

### 社会実験メニュー（案）

#### < 将来的な交通施策（案） >

歴史的細街路における一般自動車交通制限（対面通行等）+ 歩車共存道路化  
四条通における歩道拡幅+ トランジットモール化（四条烏丸～四条大橋西詰間）  
地区全体での自転車対策（駐輪場の設置，マナー向上）

#### < 社会実験メニュー（案） >

通過交通の抑制：歴史的細街路における自動車交通制限（**臨時交通規制**として）+ 歩車共存道路

ゆとりある歩道の実現：四条通における歩道拡幅+ トランジットモール化（**トランジットモールは四条河原町まで**）

歩行者と自転車の共存：地区全体での自転車対策（**臨時駐輪場**の設置，放置自転車の撤去，走行マナー向上）

より便利なバスサービスの実現：バスベイ設置，バス停集約，100円バスの活用等  
共同荷さばき場の設置

快適に来訪できる方策の実現：KICS(ルール&ショッピング)との連携等  
広報・周知

## 2 社会実験スケジュール(案)

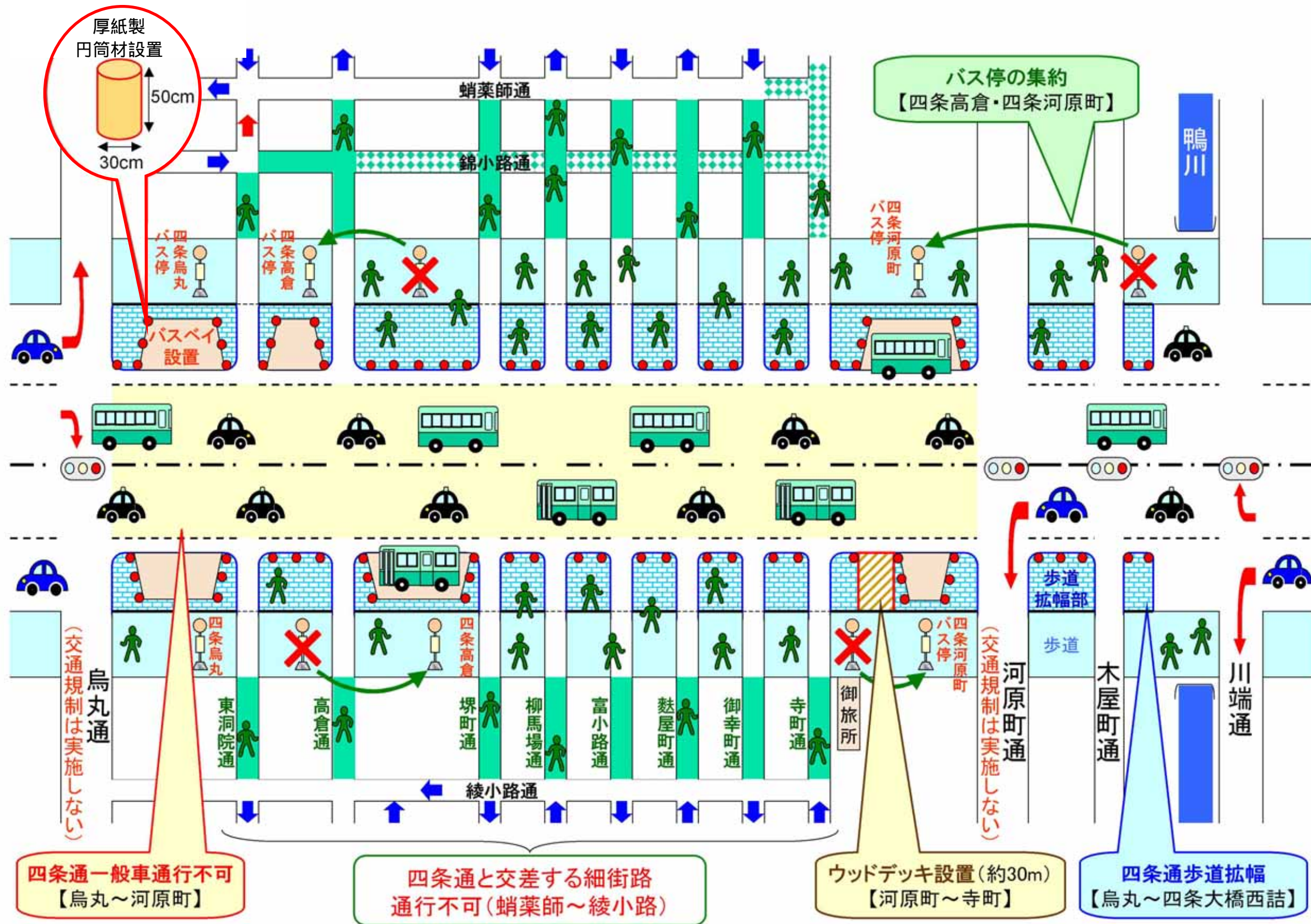
|   | 10/5<br>(金) | 10/6<br>(土) | 10/7<br>(日) | 10/8<br>(祝) | 10/9<br>(火) | 10/10<br>(水) | 10/11<br>(木) | 10/12<br>(金) | 10/13<br>(土) | 10/14<br>(日) |
|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| <b>通過交通の抑制</b><br>・歴史的細街路における車両通行禁止<br>・東洞院通における北行き一方通行<br>・歩車共存道路化         |             |             | 周知・PR       |             |             |              |              | ●            | →            | →            |
| <b>ゆとりのある歩道の実現</b><br>・賑わいと華やぎを感じさせる四条通における歩道拡幅 + トランジットモール(路線バスとタクシーのみ通行可) |             |             | 周知・PR       |             |             |              |              | ●            | →            | →            |
| <b>歩行者と自転車の共存</b><br>・臨時駐輪場の設置<br>・放置自転車の撤去<br>・マナー向上啓発                     |             | 周知・PR       |             | ●           | →           | →            | →            | →            | →            | →            |
| <b>より便利なバスサービスの実現</b><br>・バス停集約及びバスベイ設置<br>・100円バスの活用<br>・小型バス「ポンチヨ号」での運行   |             | ●           | →           | →           |             |              |              | ●            | →            | →            |
| <b>共同荷さばき場の設置</b>   |             | 周知・PR       |             | ●           | →           | →            | →            | →            | →            | →            |
| <b>快適に來街できる方策の実現</b><br>・KICSとの連携<br>・地区周辺駐車場への案内誘導                         | ●           | →           | →           | →           | →           | →            | →            | →            | →            | →            |
| <b>広報・周知</b>  | →           | →           | →           | →           | →           | →            | →            | →            | →            | →            |
| <b>交通実態調査・アンケート調査</b>   |             |             |             |             |             |              |              |              |              |              |

阪急地下通路の一部スペースを利用した「駐輪場ブース」のイメージ展示も、社会実験にあわせて実施予定

京都駅行き夜間バスの運行については、別事業で実施



< 「歩いて楽しいまちなか」社会実験イメージ >



### 3 社会実験メニューの実施計画（案）

#### 3.1 通過交通の抑制

##### (1) 実施方針

- 平成 18 年度の交通実態調査から、歴史的細街路を通行するクルマの 5 ～ 6 割が“ 地区に用いない ” 通過交通であることを把握できた。
- 歴史的細街路の魅力と機能を大きく損ねている通過交通を抑制する方策として、「歴史的細街路における自動車交通抑制」と「東洞院通における通過交通の抑制」を実施する。

##### (2) 実施計画概要

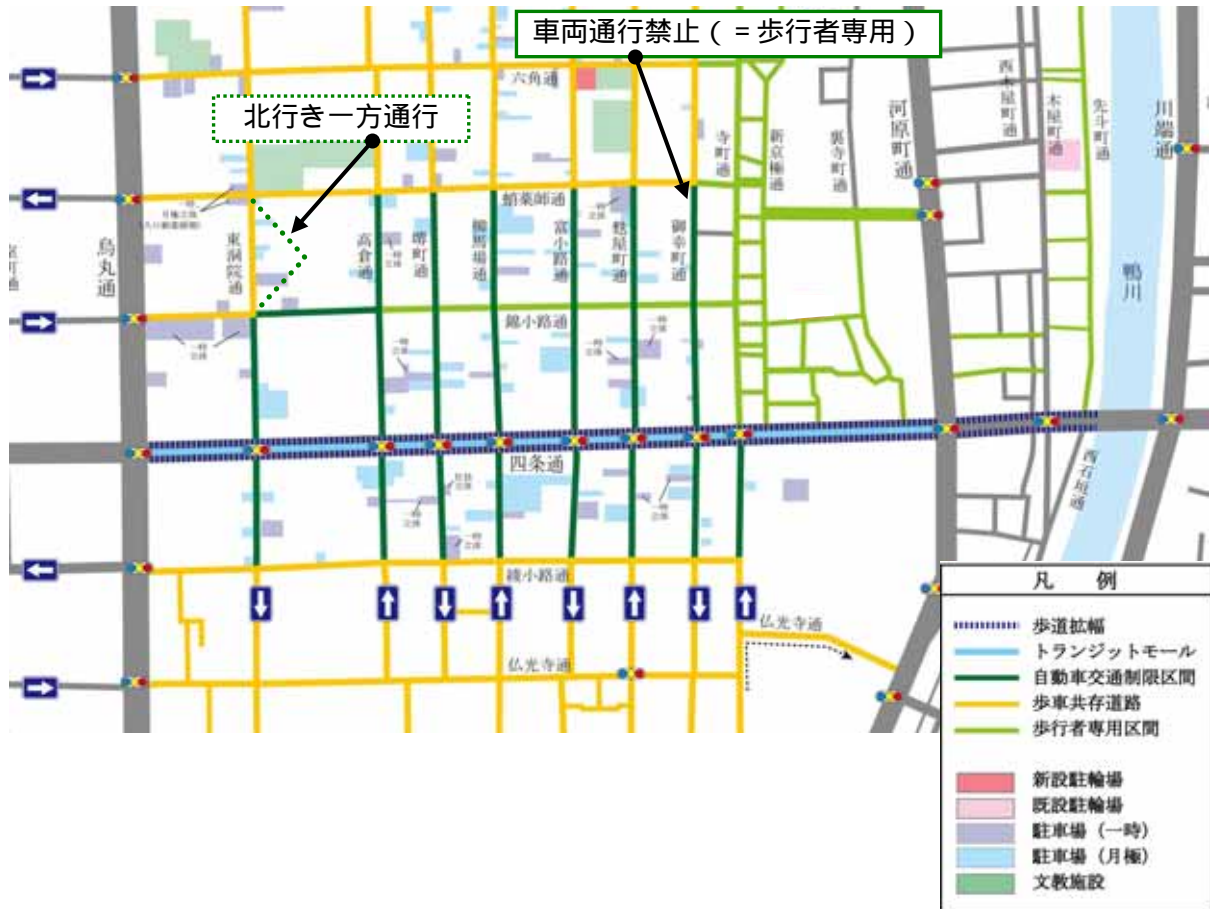
- 寺町通～東洞院通間の歴史的細街路について、臨時の交通規制として「車両通行禁止」を実施する。

|          |   |
|----------|---|
| 実施日及び時間帯 | 10月12日（金）17時～20時<br>10月13日（土），10月14日（日）12時～20時                            |
| 対象路線及び区間 | ・寺町通：四条通～綾小路通<br>・御幸町通～高倉通：蛸薬師通～綾小路通<br>・東洞院通：錦小路通～綾小路通<br>・錦小路通：高倉通～東洞院通 |
| 対象車両     | 全ての車両   |
| その他      | ・沿道の自動車所有者（月極駐車場利用者を含む）への許可証の発行を検討する                                      |

- また、通過交通の割合が最も高い東洞院通において、蛸薬師通～錦小路通間を対象に臨時の交通規制として「北行き一方通行（＝現状は南行き一方通行）」を実施する。

|          |  |
|----------|--|
| 実施日及び時間帯 | 10月12日（金）17時～20時<br>10月13日（土），10月14日（日）12時～20時 |
| 対象路線及び区間 | ・東洞院通：蛸薬師通～錦小路通                                |
| 対象車両     | 全ての車両（自転車を除く）                                  |

図 対象路線及び区間





## 3.2 ゆとりのある歩道の実現

### (1) 実施方針

- 四条通では、狭い歩道に歩行者とバス待ち客が交錯するとともに、交差する歴史的細街路からは多くのクルマが流入・通過する状況にある。
- 歴史的都心地区の玄関口としてふさわしい品格と景観を有し、まちを歩くこと自体が一つの楽しみとなる、徒歩と公共交通が中心の空間の実現に向けた方策として、「四条通における歩道拡幅とトランジットモール」を実施する。

### (2) 実施計画概要

- 四条河原町～四条烏丸交差点間において、4 2車線規制を行うことで「歩道を拡幅」するとともに、臨時の交通規制として「路線バス・タクシーのみ通行可(一般車両通行禁止)」とする。

|          |  |
|----------|--|
| 実施日及び時間帯 | 10月12日(金)17時～20時<br>10月13日(土),10月14日(日)12時～20時 |
| 対象路線及び区間 | 四条通：四条河原町～四条烏丸交差点                              |
| 対象車両     | 路線バス・タクシーを除く全ての車両                              |
| 許可車両への対応 | なし   |

- また、四条大橋西詰～四条河原町交差点間において、4 2車線規制を行うことで「歩道を拡幅」する。

|          |  |
|----------|--|
| 実施日及び時間帯 | 10月12日(金)17時～20時<br>10月13日(土),10月14日(日)12時～20時 |
| 対象路線及び区間 | 四条通：四条大橋西詰～四条河原町交差点                            |

図 対象路線及び区間

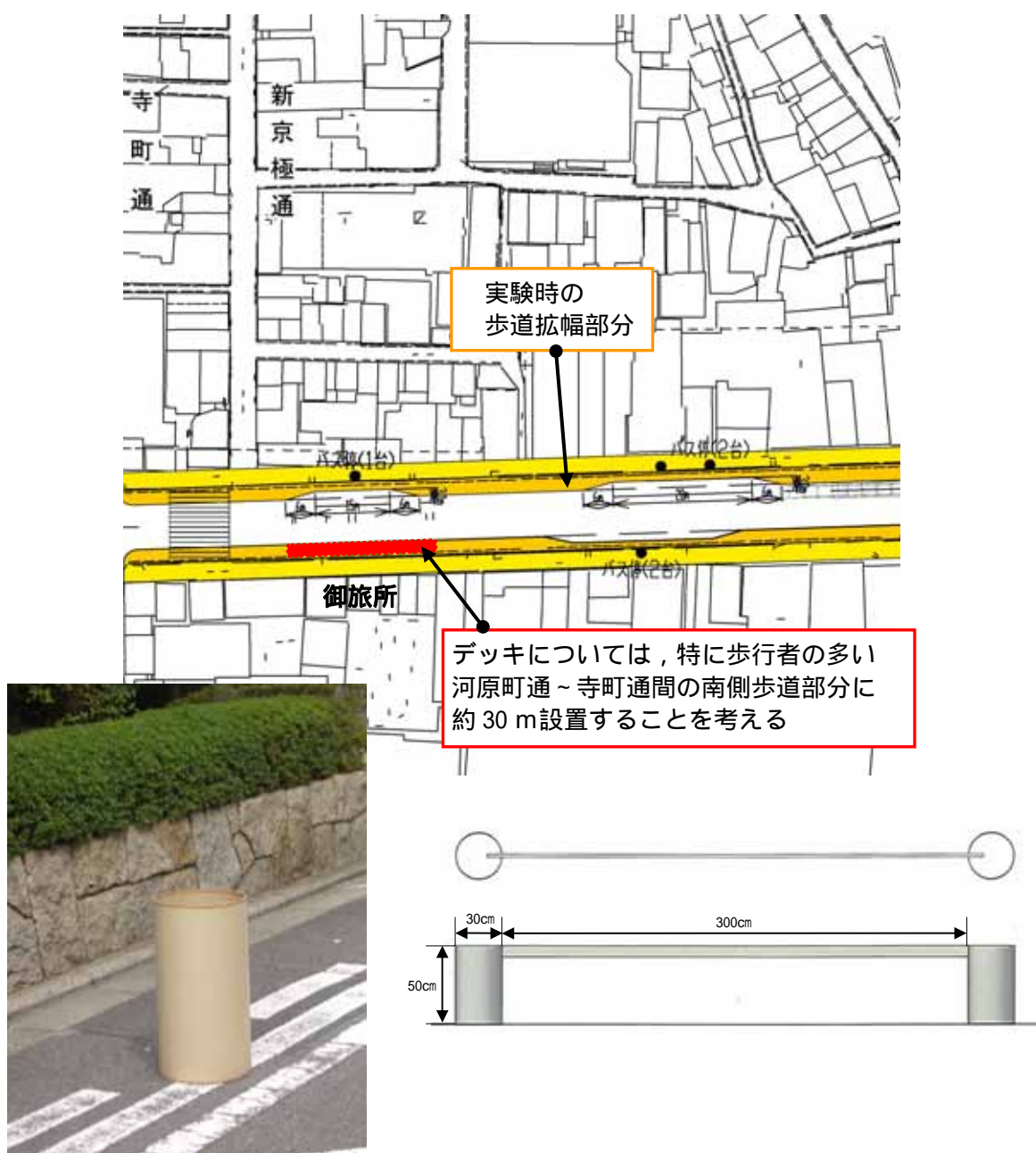




### (3) 歩道拡幅時の四条通の演出方法について

- 社会実験時の四条通の歩道拡幅方法としては、物理的に歩行空間を広げるだけでなく、歴史的都心地区の玄関口としてふさわしい品格と景観に配慮した方法を工夫する。
- そのため、単に歩車道境界を物理的に区切って無機質な道路上を仮設の歩道とするのではなく、将来的にハード整備した姿を仮想的に体感できる演出方法として、歩道との段差がないデッキ（テラスのようなイメージ）を一部区間に設置する。
- デッキ製作・設置については、京都芸芸繊維大学の学生と連携して実施する。
- また、歩車分離を行う機材はデザイン性を追求し、イメージを高めるため、通常よく使用される赤い三角コーン+コーンバーではなく、厚紙製円筒材（下図参照）とする。

（ 現在，協議・調整中）



< 四条通の演出イメージ >



### 3.3 歩行者と自転車の共存

#### (1) 実施方針

- 平成 18 年度に実施した京都市の調査から、歴史的都心地区において、約 2,000～3,000 台の放置自転車があることが確認された。
- 道路空間を占領し、美観を損ねるとともに、歩行者の安全性にも影響する放置自転車対策として、地区内の既存駐車場等を一時借り上げ・転用することで「臨時駐輪場」を設置する。
- あわせて、本年 9 月に発足する都心部撤去班による「放置自転車の撤去」も強化する。
- また、阪急地下通路の一部スペースを利用した「駐輪場ブース」のイメージ展示も、あわせて実施する予定である

#### (2) 実施計画概要

##### ア 臨時駐輪場の設置について

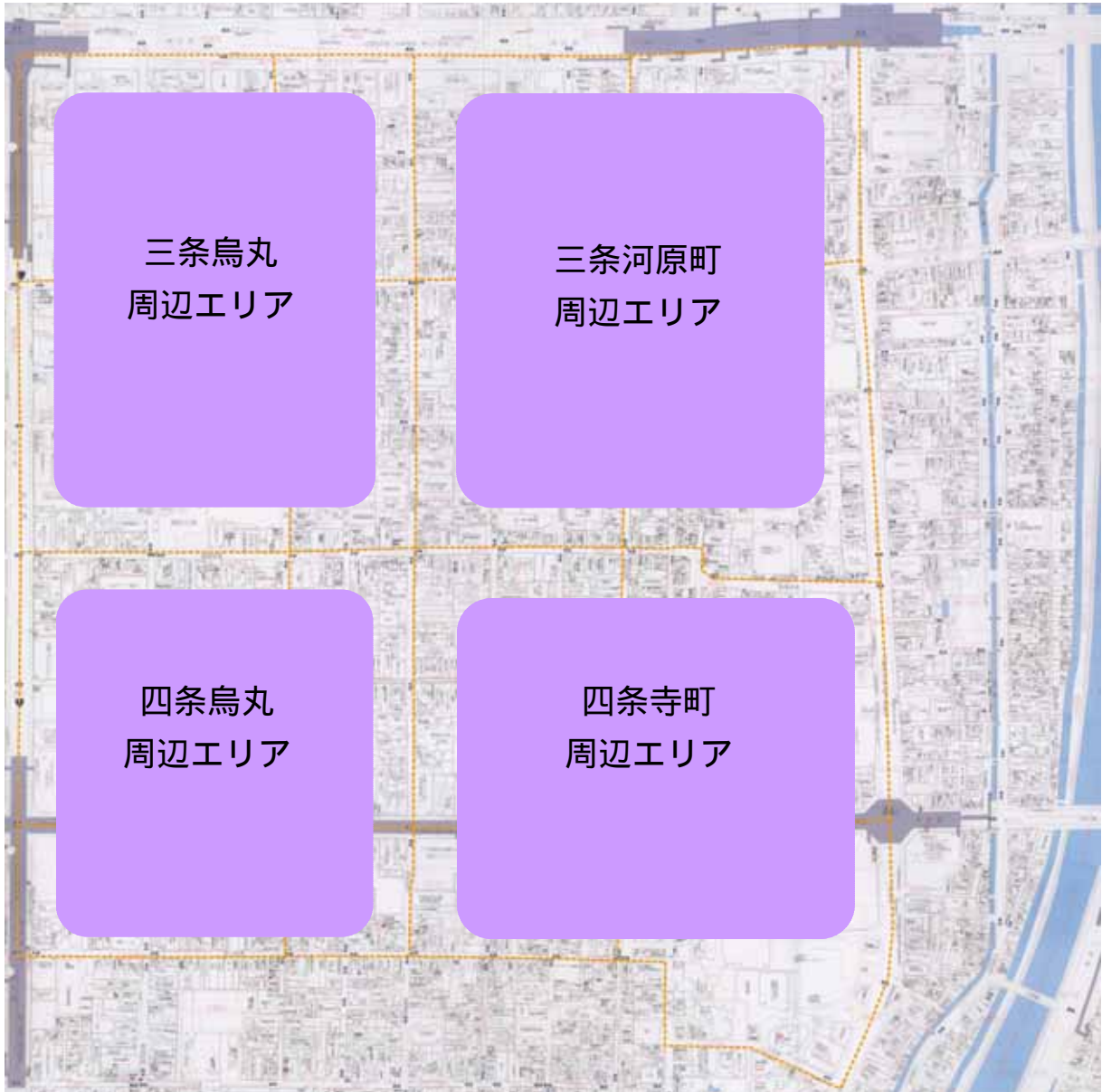
- 歴史的都心地区内の既存駐車場や公共施設等を一時転用し、「臨時駐輪場」を設置する。
- 臨時駐輪場の管理・運営については、京のアジェンダ 21 フォーラムと連携して実施する。

|             |                             |  |
|-------------|-----------------------------|--|
| 実施日         | 10月9日(火)～10月14日(日)の6日間      |  |
| 対象範囲        | 御池通・河原町通・綾小路通・烏丸通に囲まれた地区    |  |
| 実施時間帯と対象駐車場 | 9時から21時<br>昼間の店舗・事業所等への来訪対応 | 対象範囲内に位置する一定収容台数以上の平面・時間貸しの駐車場<br>( 協議・調整中)  |
|             | 7時から21時<br>通勤・通学対応          | 鉄道駅近くの施設・駐車場<br>・新風館(地下鉄烏丸御池駅)<br>・京都市役所(地下鉄京都市役所前駅)<br>・京都市総合教育センター等(阪急河原町駅)<br>( 協議・調整中) |
| 料金設定        | 無 料( 理由は後述)                 |  |
| 対象車両        | 自転車のみ( 自動二輪・原付は除く)          |  |

##### イ 放置自転車の撤去について

- 臨時駐輪場の設置、誘導に併せて、放置自転車の撤去を行い、地区内において、放置自転車がない広々とした道路空間を創出する。
- 都心部撤去班(2トン車2台)を中心に、集中的な撤去を行う。
- 通常行う1日に2回(午前1回、午後1回)の撤去に加え、効果的な撤去を行うために、夕方や夜間の撤去も実施する。(1日の撤去台数 100台以上)
- 特に放置自転車が多い場所では、4トン車による撤去も行う。

図 臨時駐輪場設置のイメージ（協議・調整中）



- 放置自転車の多い上記の地区を中心に，臨時駐輪場を確保予定
- 京都市総合教育センターや市役所などの京都市関連施設と，新風館や既存の平面・時間貸しの駐車場など民間施設の駐輪場・駐車場とあわせて，地区全体で 1,500 台分程度のスペース確保を想定



### (3) 臨時駐輪場の利用促進に向けた対応

#### ア 周知・PRについて

- 臨時駐輪場の利用促進に向けて、事前の周知を効果的に行うことが重要となる。
- 事前周知においては、歴史的都心地区内の店舗・事業所から自転車で訪れるお客様に対して、臨時駐輪場の位置を明示したチラシを渡して「撤去が強化されているので無料の臨時駐輪場をどうぞ」と勧めていただくことが有効と考える。
- その上で、当日の臨時駐輪場への誘導については、現状において放置自転車の多い箇所（ろっくん広場、御射山公園、藤井大丸の周辺等）には、実験スタッフを配置し、案内誘導することも考える。

|    | 周知・PR（案）  |
|----|---|
| 事前 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去活動の強化と臨時駐輪場の設置を記したチラシを作成し、放置自転車している自転車への貼付や 地区内の店舗・事業所からお客様にチラシを配布する等の方法で実施</li> <li>・臨時駐輪場への案内に協力していただける店舗へのシール配布・貼付</li> </ul>            |
| 当日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去活動時のアナウンス放送</li> <li>・店舗からお客様にチラシを配布（大容量の臨時駐輪場位置を明示）</li> <li>・現状において放置自転車の多い箇所への案内・誘導スタッフ配置</li> <li>・臨時駐輪場入り口付近での簡易立て看板・ポスター設置</li> </ul> |

図 事前及び当日周知を行う案内チラシのデザイン（案）

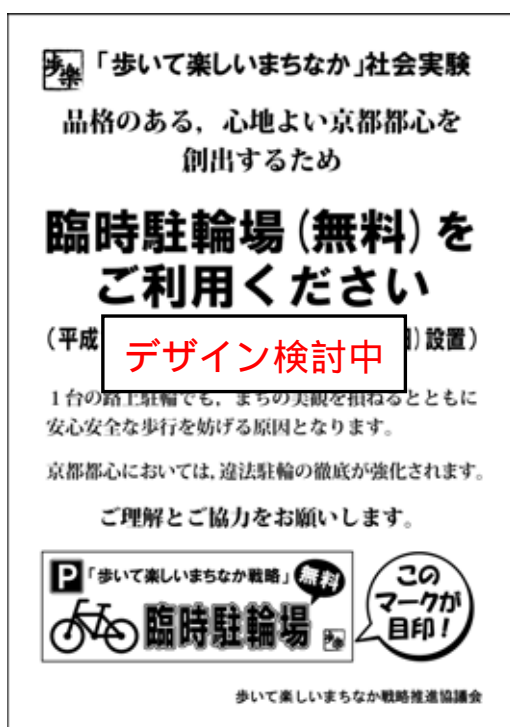
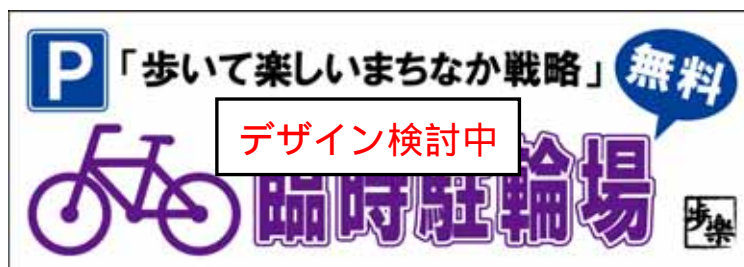


図 臨時駐輪場入り口付近での簡易立て看板・ポスター設置デザイン（案）





## イ 管理・運営方法について

- 各臨時駐輪場にスタッフを配置し，自転車の整理や利用の注意事項の周知，利用者へのヒアリング調査等を行う。
- また，全体を統括する監督スタッフを数名設け，必要に応じて現場を巡回する。監督スタッフと駐輪場スタッフは，携帯電話等で定時連絡・確認を行うとともに，突発的なトラブルが生じた場合には，即時連絡を取り，速やかな対応を行う。
- スタッフは，腕章やスタッフジャンパー等の着用を想定する。

## ウ 盗難・事故防止，残留自転車への対応について

- 現在の市営駐輪場と同様に，利用者の自己責任を基本的な考え方とする。
- そのため，施錠は利用者各自で行うこと，駐輪場内で生じた事故・怪我等について駐輪場運営者は一切関知しないこと，臨時駐輪場閉鎖後に残っている自転車は，市役所で一時保管すること等，利用に際しての注意事項や問い合わせ先を記したチラシを作成し，駐輪場スタッフが利用者の「入場時」に必ず配布する。
- また，同内容のポスターを駐輪場内に掲示する。

## エ 料金設定について

- 将来的な施策化（駐輪場の開設）に向けた取組と位置付けるのであれば，有料とすることも一案である。
- しかし，今回の社会実験では自転車利用者に抵抗感なく臨時駐輪場に停めていただくことで，放置自転車がない，心地良いまちなかを創出すること，その上で臨時駐輪場利用者にアンケート調査を実施し，望ましい料金設定や駐輪場設置場所等に関する意向（データ）を得ることで将来的な施策に役立てることの2点に重点を置き，「無料」とすることを考える。

### 3.4 より便利なバスサービスの実現

#### (1) 実施方針

- 徒歩と公共交通を中心とした歴史的都心地区の将来像実現に向けて、公共交通の利便性向上を図るため、「四条通におけるバス停集約及びバスベイ設置」と「100円バスの活用」を実施する。

#### (2) 実施計画概要

- 四条通歩道拡幅+トランジットモール実施時において、定時性に優れた路線バスサービスの提供と拡幅された歩道空間を有効活用するため、「バス停集約及びバスベイ設置」を実施する。

|          |  |
|----------|--|
| 実施日及び時間帯 | 10月12日(金)17時～10月14日(日)20時<br>四条通歩道拡幅+トランジットモールの規制時間外も実施  |
| 対象バス停留所  | 四条高倉停留所<br>・東行：大丸前(西詰)に集約<br>・西行：東詰に集約<br>( 京都バスの四条烏丸停留所(西行・東行)も、四条高倉停留所に集約)<br>四条河原町停留所<br>・東行：西詰に集約<br>・西行：東詰に集約 |

- 歴史的都心地区内における短距離移動の支援強化策として、現状の100円循環バスを「ピーク時の増発」及び「運行時間を延長」する。

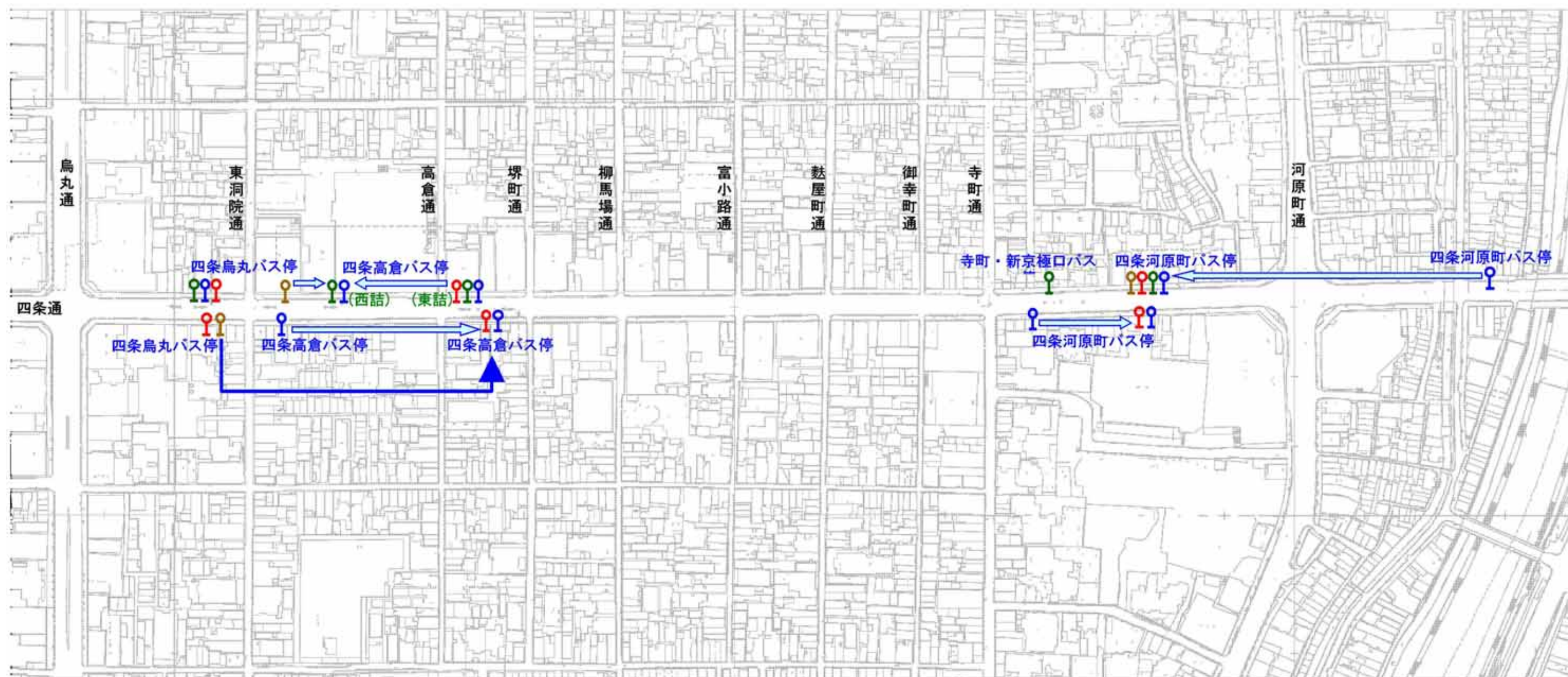
|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 実施日   | 10月13日(土),10月14日(日)の2日間         |
| 実施時間帯 | ピーク時を対象とすることで検討中                |
| 運行間隔  | 現状の10分間隔 5分間隔(2倍の増発)            |
| その他対応 | 運行時間についても、現状の17:50 20:00までに延長予定 |





- また ,社会実験の周知・P Rを行うため ,10月6日(土) ,7日(日) ,8日(祝)と13日(土) ,14日(日)の5日間は平成19年4月に導入した小型バス「ポンチョ号」を使用し ,100円循環バスを運行する。
- また ,ポンチョ号にラッピングすることで ,社会実験の実施を周知する。





四条高倉停留所及び 四条河原町停留所の現状位置と集約



-  京都市交通局
-  京都市交通局(100円循環バス)
-  京阪バス
-  京都バス

### 3.5 共同荷さばき場の設置

#### (1) 実施方針

- 歴史的都心地区においては、細街路や幹線道路上での荷さばき活動が散見され、交通阻害の要因となっている。
- 四条通の歩道拡幅+トランジットモール実施時には、四条通及び歴史的細街路の一部で車両通行禁止とすることを予定しているため、路上での荷さばきができなくなる。
- そのため、社会実験時には、荷物の搬出入が多いことが想定される場所近くの施設等の一時転用（借上げ）による共同荷さばき場の設置を行う。これにより、共同荷さばき場の利用意向（需要）を把握するとともに、各事業所・商店の自助努力による荷さばきの整序化（ルールづくり、共同荷さばき場の設置）を促進する。

#### (2) 実施計画概要

|       |   |
|-------|---|
| 実施日   | 10月9日（火）～10月14日（日）の6日間  |
| 実施時間帯 | 9時から21時   |
| 実施箇所  | 検討中   |
| 料金設定  | 無料  |
| 対象車両  | 最大積載量5トン未満の貨物自動車等<br>（歴史的細街路は「大型自動車等通行禁止（マイクロバスを除く）」の規制が敷かれている） |

#### (3) 共同荷さばき場の利用促進に向けた対応

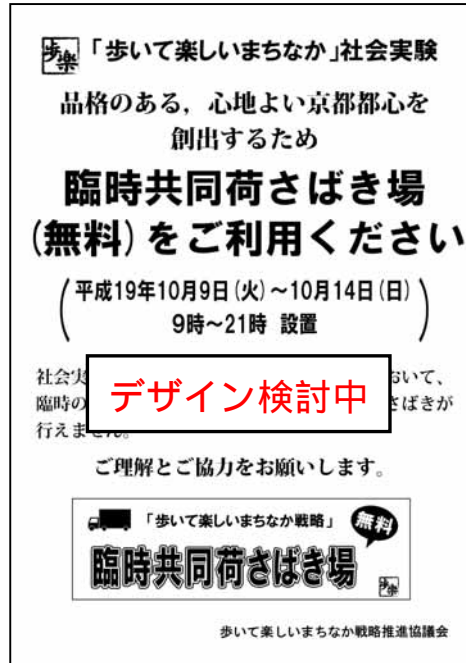
##### ア 周知・PR

- 共同荷さばき場の利用促進と社会実施当日の混乱・トラブル回避に当たっては、事前の周知を効果的に行うことが重要となる。
- 事前周知においては、臨時の交通規制を実施する四条通及び歴史的細街路に面した店舗・事業所や社団法人京都府トラック協会等を通じて、運送会社等に案内・通知していただくことが有効と考える。

|    | 周知・PR（案）  |
|----|---|
| 事前 | ・共同荷さばき場の設置と臨時交通規制の実施を記したチラシを作成し、歴史的都心地区内の店舗・事業所から宅配業者、トラック協会から加盟各社へチラシを渡していただく |
| 当日 | ・臨時駐車場入り口付近での簡易立て看板・ポスター設置  |



図 事前及び当日周知を行う案内チラシのデザイン（案）



## イ 管理・運営方法について

- 共同荷さばき場出入りにガードマンを1名配置し、通行する歩行者の安全管理等を行うとともに、場内にスタッフを1～2名配置し、共同荷さばき場の利用状況に関する調査(時間帯別の利用台数、利用時間、共同荷さばき場設置の事前周知の有無など)を行う。
- スタッフは、腕章やスタッフジャンパー等の着用を想定する。

## ウ 盗難・事故防止等への対応について

- 利用者の自己責任を基本的な考え方とする。
- そのため、車の施錠、荷物管理は利用者各自で行うこと、共同荷さばき場内で生じた事故・怪我等について運営者は一切関知しないこと等、利用に際しての注意事項や問い合わせ先を記したチラシを作成し、共同荷さばき場スタッフが利用者の「入場時」に必ず配布する。
- また、同内容のポスターを駐輪場内に掲示する。

### 3.6 快適に来訪できる方策の実現

#### (1) 実施方針

- 歴史的都心地区への来訪手段としては、公共交通（鉄道・バス）の利用が多く、自動車は1割程度となっているが、それでも幹線道路を中心として道路渋滞が生起している状況が見られる。そのため、交通環境改善策の前提として自動車交通総量の抑制が必要と考える。
- 公共交通網の発達した歴史的都心地区の特性を活かし、可能な限り公共交通利用を促進するとともに、都心中心部までの自動車アクセスをコントロールする策が有効と考える。
- ただし、荷物が多い、同行者に高齢者・子供がいる、自宅からの公共交通網が十分でない等、自動車でしか来られない方もおられるため、自動車でのアクセスを完全に否定する考えではない。（＝適切な共存策を見出す）

#### (2) 実施計画概要

|                     | 内容（案）   |
|---------------------|---|
| 公共交通利用者への優遇措置       | ・ K I C S（レール&ショッピング）との連携   |
| 都心地区周辺・近隣駐車場への案内・誘導 | 北：京都御所駐車場（地下鉄丸太町駅）、<br>ゼスト御池駐車場（地下鉄京都市役所前駅）<br>東：市営円山駐車場、市営鴨東駐車場（京阪四条駅、阪急河原町駅）<br>南：市営四条烏丸駐車場（地下鉄四条駅、阪急烏丸駅）<br>西：二条城駐車場（地下鉄二条城前駅） |

図 社会実験周知用ポスター



### 3.7 広報・周知

#### (1) 実施方針

- 社会実験の実施について事前に広く周知し、地区内だけでなく市内中心部への自動車交通の抑制、混雑の緩和及び安全かつ円滑な実験実施を図るため、事前及び当日の周知・PRを充実させる。

#### (2) 実施計画概要

##### ア 「歩いて楽しいまちなかニュース」の配布（実施済）

- 「歩いて楽しいまちなか戦略」の取組経過、社会実験（案）の内容についてとりまとめた「歩いて楽しいまちなかニュース」第3号を7月5日（木）から約1週間、歴史的都心地区周辺の住民に対し、全戸配布（約24,000枚）を行った。
- また、市役所本庁舎、区役所等の施設においても配布を行った。



##### イ 周知うちわの配布（実施済）

- 「歩いて楽しいまちなか戦略」の考え方と社会実験の実施日程について、広く周知を図るため、祇園祭が行われていた7月13日（金）から15日（日）の3日間、四条烏丸交差点及び四条河原町交差点周辺、四条通周辺店舗において、周知うちわを約10,000枚配布した。



## ウ 地元説明会の実施

- 社会実験の実施に関して特に大きな影響を受ける日影学区において、8月21日（火）に住  
民説明会を実施し、「歩いて楽しいまちなか戦略」の考え方、社会実験の内容及び実施日  
程について説明と質疑応答を行った。
- 他学区についても、要請に応じて実施する予定である。



## エ 横断幕及び立て看板の設置

- 実験実施の1箇月前から、歩道橋への横断幕、路上の立て看板を設置する。設置予定箇所  
は、次頁に示す箇所を考える。
- 臨時の交通規制を安全・円滑に実施するためには、歴史的都心地区に向かうドライバーに  
対して、「できるだけ手前」の段階から「複数回」周知する機会を設けることが有効と考  
える。
- 看板・垂れ幕で周知する内容と設置箇所の考え方として、以下の3つの方針を挙げる。

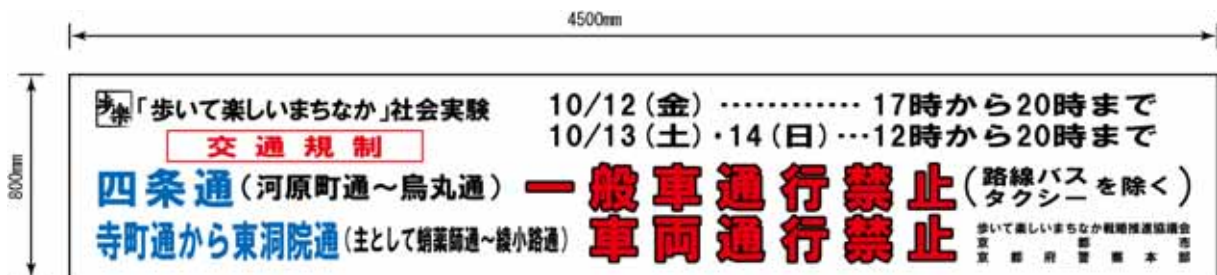
|                     | ねらい                               | 設置範囲・箇所  |
|---------------------|-----------------------------------|--|
| 広域<br>↓<br>地区<br>直近 | <b>垂れ幕<br/>デザイン<br/>(約20枚)</b>    | <b>広域的に</b><br>・四条通における臨時交通規制実施<br>・迂回協力の周知を図る                   |
|                     | <b>看板・垂れ幕<br/>デザイン<br/>(約60枚)</b> | <b>歴史的都心地区周辺</b> において<br>・四条通及び歴史的細街路における<br>臨時交通規制の内容<br>の周知を図る |
|                     | <b>看板<br/>デザイン<br/>(約40枚)</b>     | <b>歴史的都心地区内</b> において<br>・臨時交通規制の周知<br>・迂回協力(四条通通り抜け不可)<br>の周知を図る |



広域的に周知と迂回協力を図る垂れ幕デザイン



都心地区周辺で実験内容の周知を図る看板，垂れ幕デザイン





都心地区内で周知と迂回協力を図る看板デザイン

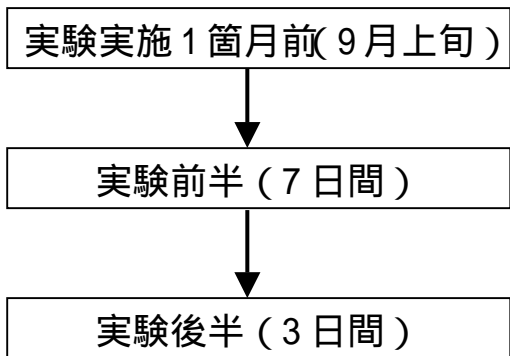


四条通沿道に設置する看板



御池通沿道及び歴史的細街路内に設置する看板

< 設置スケジュール案 >



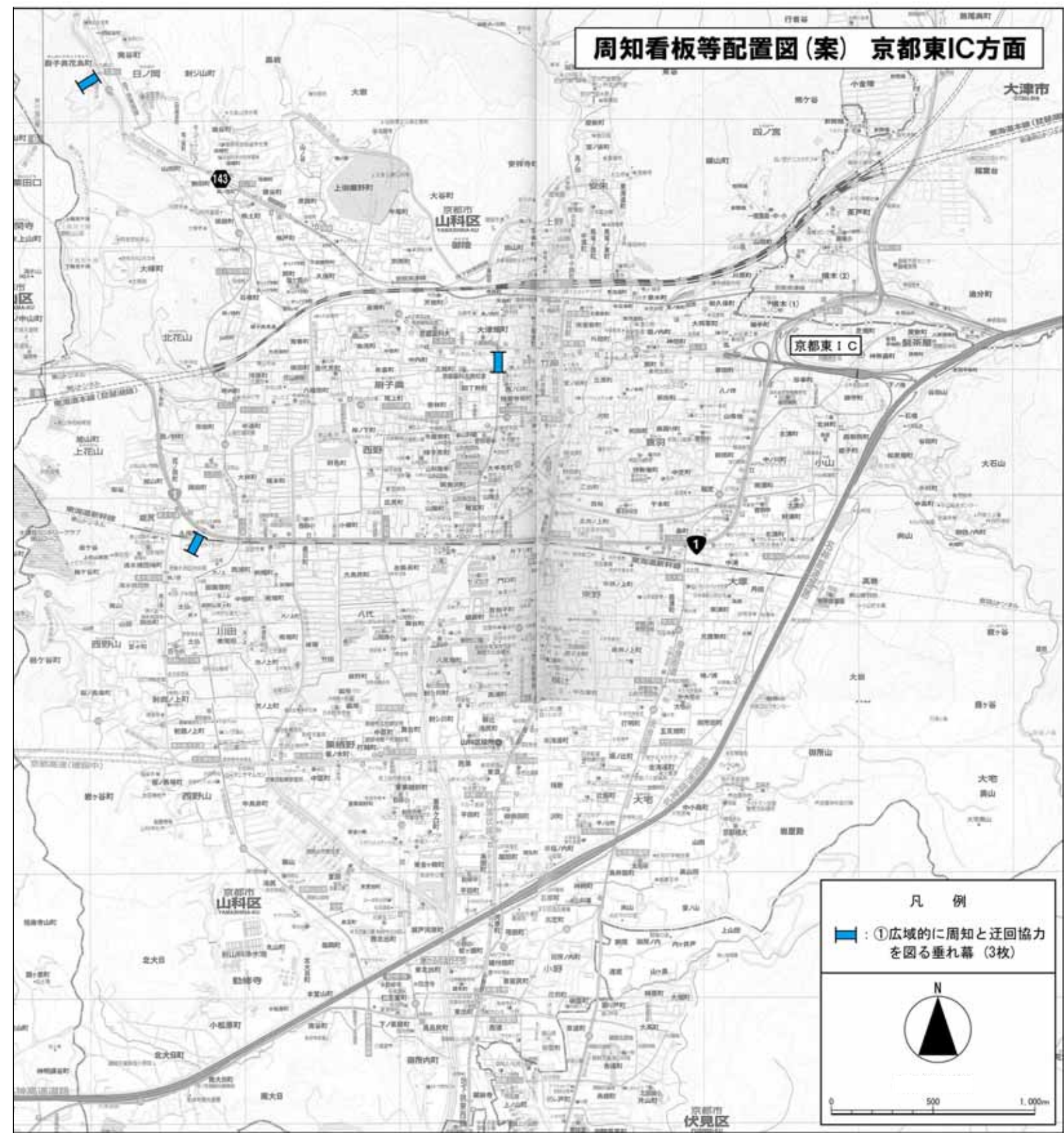
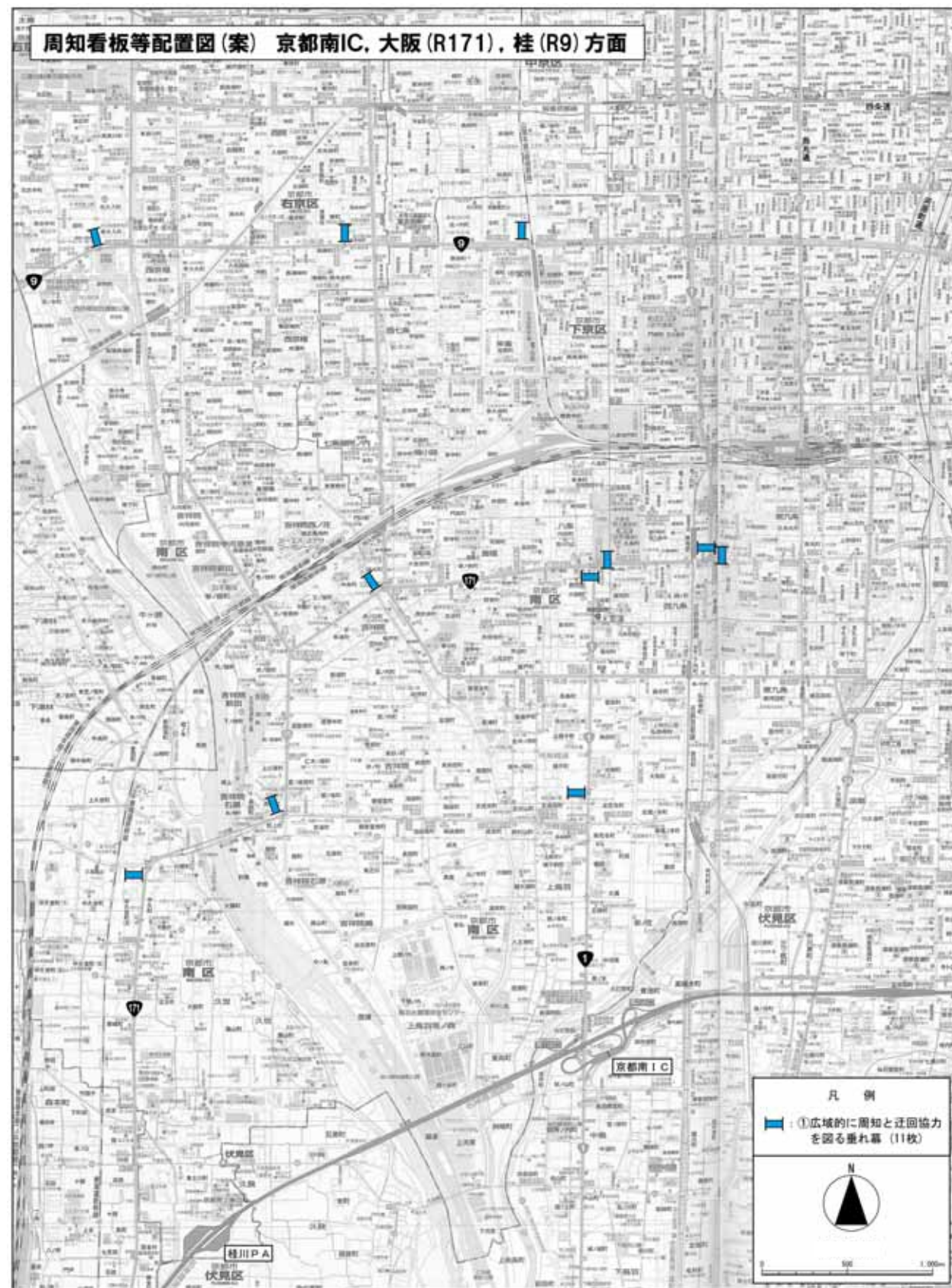
- 看板, 垂れ幕の設置
- 交通誘導員による迂回協力要請
- 他イベントと連携したPR
- ガードマン, 交通誘導員の配置

周知看板等配置図(案) 歴史的都心地区周辺



- 凡 例
-  : ①広域的に周知と迂回協力を図る看板、垂れ幕 (5枚)
  -  : ②都心地区周辺で実験内容の周知を図る看板、垂れ幕 (57枚)
  -  : ③都心地区内で周知と迂回協力を図る看板 (35枚)







## オ 駐車場案内システムブロック案内板での広報

- 京都市内の幹線道路に設置している「駐車場案内システムのブロック案内板」を活用して、社会実験実施の約1箇月前から、社会実験と臨時交通規制の周知を行う。(6×6=36字制限)

まちなか社会  
実験 10 / 1  
2 ~ 14  
四条通一般車  
両通行禁止  
迂回願います

デザイン検討中



## カ 市バス車両での広報

- 四条通、河原町通など市内中心部を運行する市バス車両(約200台)の側面に垂れ幕を設置することで、実験のPRを行う。



歩いて楽しいまちなか戦略 **歩楽**

10月5日(金)~14日(日)

# 社会実験実施

四条通(烏丸~河原町間)トランジットモール化などは、10月12日(金)・13日(土)・14日(日)

実験期間中は車の利用をお控え下さい

京都市

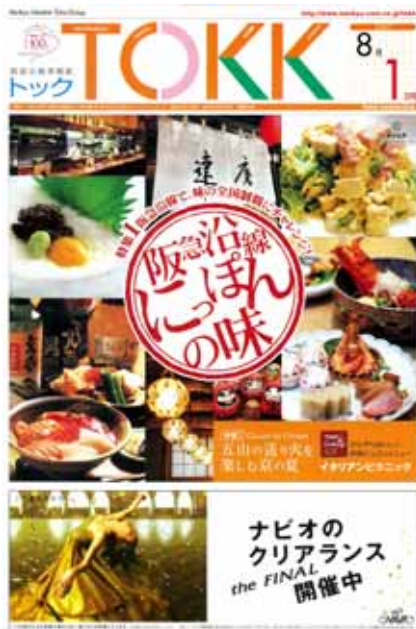


## キ 情報板，ラジオ放送等の活用

- 情報板，ラジオ放送等，道路交通情報を取り扱う京都府警察，京都国道事務所等関係機関への協力依頼を行う。
- また，KBS京都とFM京都で，9月17日（月・祝）から10月14日（日）の約1箇月間実施が企画されている Kyoto Radio Day 07「E C O E S」～環境にやさしいスローライフ提案～（両局の昼のワイド番組内で5分程度の環境コーナーを設定）で，スポット的に社会実験の周知を行う。

## ク 電鉄会社フリーペーパーでの広報

- 阪急電鉄の駅にて無料で設置・配布されている阪急沿線情報誌「TOKK(トック)」に，社会実験の周知記事を掲載する。



## ケ チラシの配布

- 臨時交通規制の周知を主とした社会実験内容を周知するチラシを作成し、規制対象沿道の住民・事業所へ配布する。

**歩いて楽しいまちなかコース** -魅力あふれる歴史的な地区の発展に向けて-

**四条通周辺の住民、事業所、商店のみならずへの大切なお知らせです。必ず、お読みください。**

徒歩と公共交通を中心とした、安心安全で心地よい京都都心を創出するため、「歩いて楽しいまちなか」社会実験期間中の

- 10/12(金) 17時から20時まで
- 10/13(土)、14(日) 12時から20時まで

臨時交通規制として

- 四条通(河原町通～烏丸通間) **一般車通行禁止** (※路線バス・タクシー)
- 寺町通(四条通～綾小路通)、御幸町通～高倉通(船場通～綾小路通)、東洞院通(錦小路通～綾小路通)、錦小路通(高倉通～東洞院通) **車両通行禁止** となります。



京都では、歴史的な地区(四喜通、河原町通、御池通、烏丸通に囲まれた地区)における現状の問題点を解決し、そこにお住まいの方、働いている方、買物にいらされる方など、このまちに暮らすすべての人が、誇りと憧れをもつようなまちを、皆さんと一緒につくりたいと考えています。

今回の社会実験は、この地区が、将来、安心安全で快適に住むことができ、京都愛するすべての人が、「ゆったりと」買物や散策を楽しめるまちとなるための第一歩です。

**社会実験当日は、不要不急の自動車利用を控えていただくとともに、周辺道路への迂回をお願いします。ご理解とご協力をお願いします。**

**臨時交通規制実施中に、車を利用される方へ**

臨時交通規制が実施されている間に、通院や送迎、荷物の搬入などで、どうしても自動車を利用する、または自動車でお客さんをお迎えする方に対しては、規制対象外の許可証を申請します。

申請される方は、9月●日(●)午後●時までに「歩いて楽しいまちなか」(京都府都市計画局交通政策室)までご連絡ください。

と流れ

```

    graph LR
      A[歩いて楽しいまちなか 戦略推進協議会事務局へ電話 FAX、郵送で連絡] --> B[ステップ2 車番号と首領府警にて内容を確認]
      B --> C[ステップ3 許可証を発行 申請自由と運転される場合は必ず許可証を携帯してください。]
    
```

**「歩いて楽しいまちなか」社会実験 許可証**  
FAXでお申し込みの方は下記を記載いただき 075-213-1064 までお送りください。

|      |    |       |       |    |   |
|------|----|-------|-------|----|---|
| ふりがな | 氏名 | 性別    | 男性・女性 | 年齢 | 歳 |
| ふりがな | 住所 | 〒     |       |    |   |
| 電話番号 |    | FAX番号 |       |    |   |

郵送の場合 ▶ 〒600-0011 京都府京都市中京区西京町三丁目1番地 京都府都市計画局交通政策室  
(歩いて楽しいまちなか戦略推進協議会事務局) 電話: 075-213-1064 (受付時間: 平日9時～17時)  
お問い合わせ ▶ TEL: 075-222-3483 (受付時間: 平日9時～17時)

※お送りいただいた情報は、許可証発行以外の用途には使用いたしません。

お問い合わせ先 ▶ 京都府都市計画局交通政策室  
TEL: 075-213-1483 FAX: 075-213-1064  
http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/trafficpolicy/index.html

デザイン検討中

## コ 京都市の広報媒体の活用

- 市民しんぶんへの記事掲載(10月1日号)、情報表示モニユメント(市役所前広場や京都駅前)の文字表示装置、ゼスト御池マルチビジョン等)での周知、区役所防災案内版等を活用し、情報提供を図る。



## サ ホームページの活用

- 京都市都市計画局交通政策室のホームページ

(<http://www.city.kyoto.jp/tokei/trafficpolicy/index.html>) において周知を行う。

## シ その他

- 阪急地下通路の将来的な活用方法を検討するため、社会実験とあわせて、地下通路の一部スペースを利用した「駐輪場ブース」のイメージ展示を行う。（ 現在、協議中）
- これはあくまでイメージとしての展示であり、実際に自転車利用者が駐輪場として利用するものではない。



## 4 社会実験時の安全対策計画について

社会実験の安全かつ円滑な運営や自動車交通に伴う道路混雑の緩和等を図るため、警備員等を配置し、自主整理を行う。

### 4.1 配置人数

- 約 120 名（ガードマン：約 100 名，交通誘導員：約 20 名）  
（ 実験実施中の一日当たりの最大配置人数 ）

### 4.2 役割

交差点における自動車の誘導

周辺道路における自動車の迂回誘導

駐停車の抑制

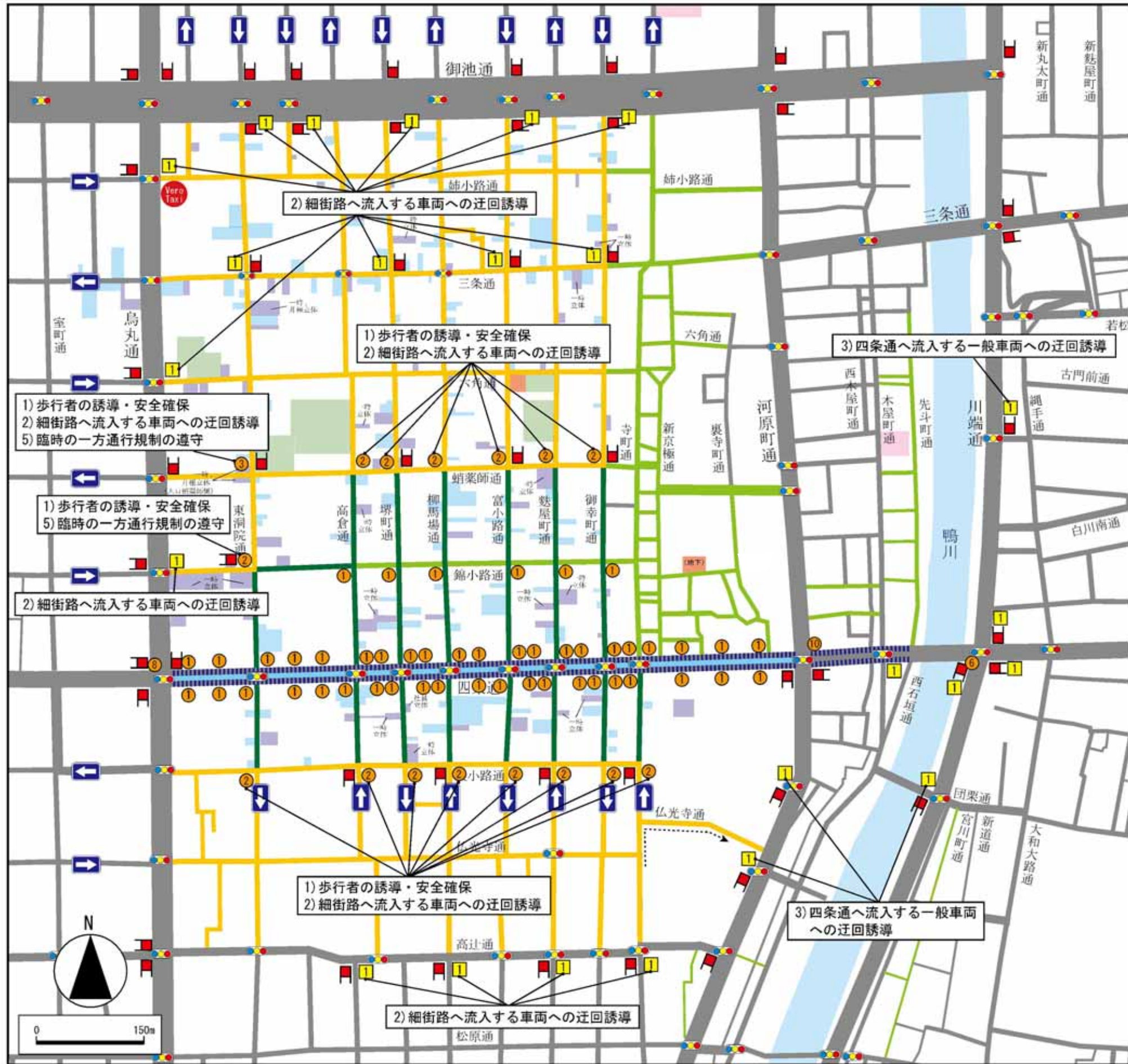
四条通・細街路における歩行者の誘導 など

### 4.3 看板・垂れ幕配置数

- 広報看板，垂れ幕：約 100 枚
- 臨時交通規制看板：約 20 枚



警備員等の配置(案)



- 凡 例
- ガードマン・交通誘導員の役割
- 1) 歩行者の誘導・安全確保
  - 2) 細街路へ流入する車両への迂回誘導
  - 3) 四条通へ流入する一般車両への迂回誘導
  - 4) 路線バス・タクシー以外の車両の進入防止・迂回誘導
  - 5) 臨時の一方通行規制の遵守
  - 6) 万一、許可車が通行する場合の車両誘導

- 凡 例
- 🚧 : 「通過交通の抑制」と「ゆとりある歩道」を周知する看板
  - 👤 : ガードマン (約 100名)
  - 👮 : 交通誘導員 (約 20名)
- 図中の数値は人数を示す

- 凡 例
- 👤 (Blue Dotted): 歩道拡幅
  - 👤 (Light Blue): トランジットモール
  - 👤 (Green): 自動車交通制限区間
  - 👤 (Yellow): 歩車共存道路
  - 👤 (Light Green): 歩行者専用区間
  - 👤 (Orange): 新設駐輪場
  - 👤 (Pink): 既設駐輪場
  - 👤 (Purple): 駐車場 (一時)
  - 👤 (Light Blue): 駐車場 (月極)
  - 👤 (Green): 文教施設

## 5 社会実験の評価方法について

社会実験の実施により，

- 我々が“望ましい”と考えていた将来像，施策の方向性は正しいものであったか？
- 想定していた効果は得られたか？
- 社会実験を実施したことで新たに分かった問題・課題はあったか？

を確認し，将来的な施策導入に際しての評価・判断を行うため，交通実態調査及びアンケート調査を実施する。

評価に当たっては，平成 18 年度に実施した調査結果との比較を行う必要があるため，調査項目は基本的に同一とする。（ 下表中の赤字は，新たに実施を想定する調査項目）

表 交通実態調査及びアンケート調査項目（案）

|    | 調査項目                   | 調査実施日                             |             |
|----|------------------------|-----------------------------------|-------------|
|    |                        | 平日：10/12（金）                       | 休日：10/14（日） |
| 1  | 交差点交通量調査               |                                   |             |
| 2  | 渋滞長調査                  |                                   |             |
| 3  | 断面交通量調査                |                                   |             |
| 4  | 自動車旅行時間調査              |                                   |             |
| 5  | 歩行者横断交通量調査             |                                   |             |
| 6  | <b>臨時駐輪場利用台数調査</b>     | <b>開設期間（10/9～14）中の各日</b>          |             |
| 7  | <b>共同荷さばき場利用状況調査</b>   | <b>開設期間（10/9～14）中の各日</b>          |             |
| 8  | 住民アンケート調査              | 郵送回収を想定                           |             |
| 9  | 事業所アンケート調査             | 郵送回収を想定                           |             |
| 10 | 来街者ヒアリング調査             |                                   |             |
| 11 | <b>臨時駐輪場利用者アンケート調査</b> | <b>駐車場開設期間中，利用者に対するヒアリング調査を実施</b> |             |

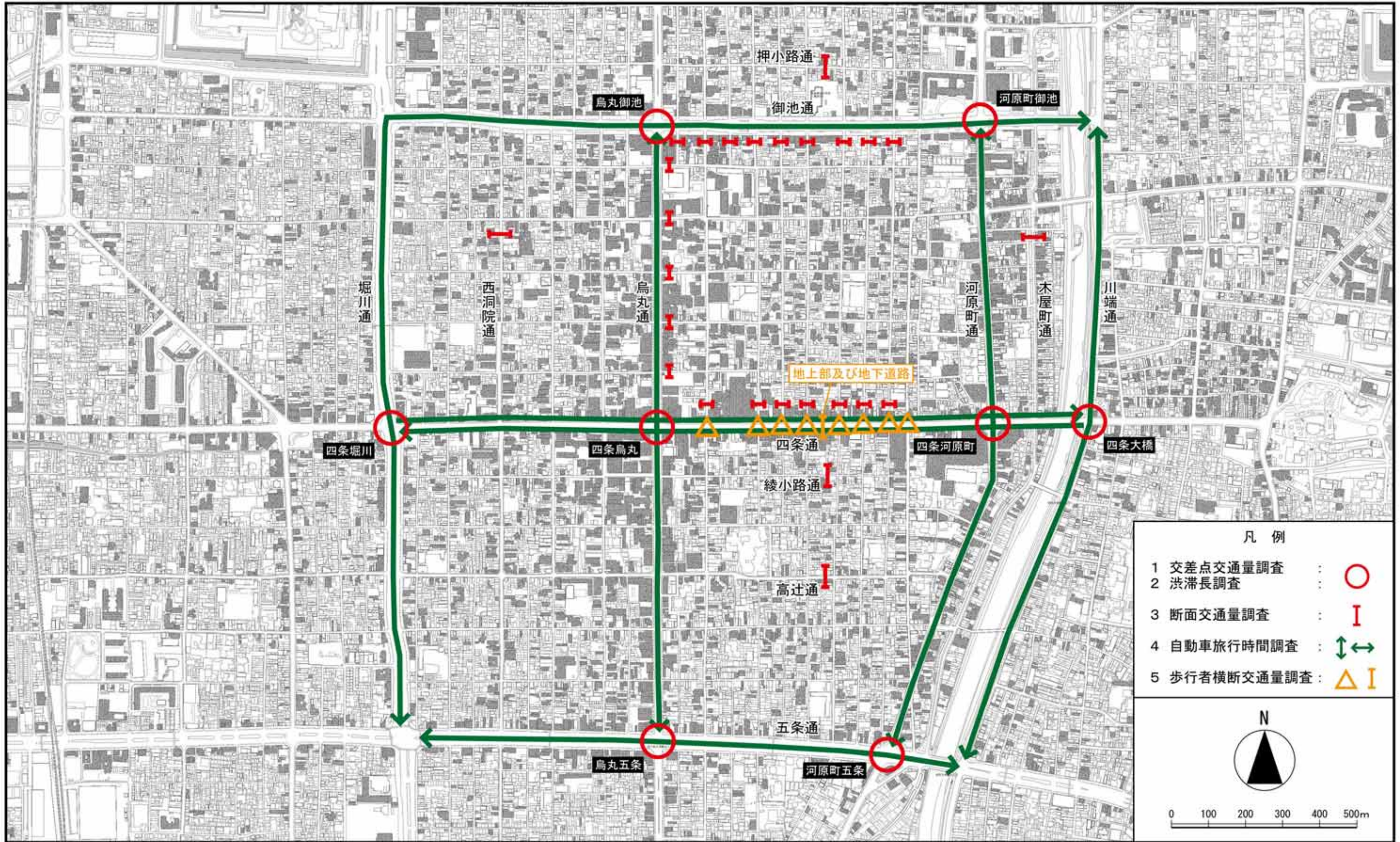
各調査項目の詳細を次頁以降に示す。

## 5.1 交通実態調査

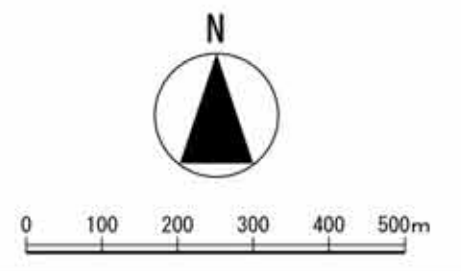
| No. | 調査項目          | 調査実施日                     |                    | 調査時間帯   | 調査内容   |
|-----|---------------|---------------------------|--------------------|---|--|
|     |               | 平日<br>10/12<br>(金)        | 休日<br>10/14<br>(日) |   |  |
| 1   | 交差点交通量調査      |                           |                    | 7:00～21:00  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点方向別交通量のカウント調査</li> <li>・6車種区分(乗用車, タクシー, バス, 小型貨物, 大型貨物, 二輪)と歩行者</li> </ul>   |
| 2   | 渋滞長調査         |                           |                    | 7:00～21:00  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点流入方向の渋滞長計測</li> <li>・各流入方向について, 1時間に各1回, 毎正時に計測</li> </ul>  |
| 3   | 断面交通量調査       |                           |                    | 7:00～21:00  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・細街路における断面交通量のカウント調査</li> <li>・6車種区分(乗用車, タクシー, バス, 小型貨物, 大型貨物, 二輪)と歩行者</li> </ul>  |
| 4   | 自動車旅行時間調査     |                           |                    | 10:00～11:00<br>14:00～15:00<br>15:00～16:00<br>16:00～17:00<br>18:00～19:00 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プローブカーを実走して各路線の旅行時間(所要時間)を調査</li> <li>・五条通, 川端通, 御池通, 堀川通に囲まれた7路線を調査(四条通は, 歩道拡幅+トランジットモール実施時には調査しない)</li> <li>・1時間に各1回, 往復方向を調査</li> </ul> |
| 5   | 歩行者横断交通量調査    |                           |                    | 9:00～21:00  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・四条通南北方向の横断者数のカウント調査</li> <li>・北行き・南行きを区分して調査</li> </ul>  |
| 6   | 臨時駐輪場利用台数調査   | 開設期間<br>(10/9～14)中の<br>各日 |                    | 7:00～21:00  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的都心地区における駐車ニーズ総数と場所別に見たニーズの差を把握することを目的として, 臨時駐輪場の利用台数を時刻帯別にカウント調査</li> </ul>   |
| 7   | 共同荷さばき場利用状況調査 | 開設期間<br>(10/9～14)中の<br>各日 |                    | 9:00～21:00  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的都心地区における共同荷さばき場の需要を把握することを目的として, 利用台数を時刻帯別にカウント調査</li> </ul>  |



# 交通実態調査箇所図



- 凡例
- 1 交差点交通量調査 : ○
  - 2 渋滞長調査 : ○
  - 3 断面交通量調査 : I
  - 4 自動車旅行時間調査 : ⇄
  - 5 歩行者横断交通量調査 : △ I





## 5.2 アンケート・ヒアリング調査

| No. | 調査項目                    | 調査実施日 |    | 調査対象   | 調査項目  |
|-----|-------------------------|-------|----|--|---|
|     |                         | 平日    | 休日 |  |   |
| 8   | 住民<br>アンケート調査           | -     |    | ・協議会に参画する8学区<br>の住民に配布、郵送回収                    | <u>&lt;社会実験の周知度&gt;</u><br><u>&lt;社会実験実施による歴史的都心地区の<br/>環境変化&gt;</u>  |
| 9   | 事業所<br>アンケート調査          | -     |    | ・協議会に参画する商店街<br>や事業者等に配布、郵送<br>回収              | ・道路渋滞<br>・歩行環境<br>・放置自転車<br>・実験時に感じたまちの印象<br><u>&lt;生活・業務活動への影響&gt;</u><br><u>&lt;実験メニューの評価&gt;</u><br><u>&lt;今後の方向性&gt;</u>  |
| 10  | 来街者<br>ヒアリング調査          |       |    | ・四条通・河原町通・御池<br>通・烏丸通に囲まれた地<br>区の来街者を対象に実<br>施 | <u>&lt;歴史的都心地区への来訪目的・手段&gt;</u><br>・来訪頻度、出発地、同行人数、目的主<br>な立ち寄り施設<br>・来訪時の利用交通手段及びその手段の<br>選択理由<br>・自動車利用の見直し可能性<br><u>&lt;社会実験の周知度&gt;</u><br><u>&lt;社会実験実施による歴史的都心地区の<br/>環境変化&gt;</u><br>・道路渋滞<br>・歩行環境<br>・放置自転車<br>・来訪時に感じたまちの印象・イメージ<br><u>&lt;歴史的都心地区に求めるイメージ&gt;</u> |
| 11  | 臨時駐輪場<br>利用者アンケート<br>調査 |       |    | ・駐車場開設期間中、利用<br>者に対するヒアリング<br>調査を実施            | <u>&lt;当日の交通行動&gt;</u><br>・出発地・目的地<br>・移動の目的<br>・駐輪後の移動手段<br><u>&lt;臨時駐輪場の利用&gt;</u><br>・開設を知った媒体<br>・入庫時刻・出庫時刻<br><u>&lt;自転車利用に関する意向&gt;</u><br>・日頃、自転車利用時に感じる問題点<br>・今後の利用意向<br>・望ましい駐輪場の設置場所<br>・支払い意志額  |